

確認書

(金融商品取引法第24条の4の8第1項に基づく確認書)

(第95期第1四半期)

自 平成30年4月1日

至 平成30年6月30日

四国電力株式会社

香川県高松市丸の内2番5号

第 95 期第 1 四半期（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 30 年 6 月 30 日）

確 認 書

本書は、金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を利用して平成 30 年 8 月 7 日に提出したデータに、頁を付して出力・印刷したものであります。

四国電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月7日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐伯 勇 人

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内2番5号

【縦覧に供する場所】 四国電力株式会社 徳島支店
(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)
四国電力株式会社 高知支店
(高知県高知市本町4丁目1番11号)
四国電力株式会社 愛媛支店
(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長佐伯勇人は、当社の第95期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。